

「太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)」の 適用に関する申請について

平成22年1月22日
北陸電力株式会社

当社は、「太陽光発電の新たな買取制度」にもとづき、平成22年4月1日から、太陽光発電の買い取りに要した費用を、電気をお使いの全てのお客さまに電気のご使用量に応じてご負担いただくこととし、本日(1月22日)、経済産業大臣に対し「太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)」の適用に関する申請等を行いましたので、お知らせいたします。

太陽光発電を含む新エネルギーの普及促進等を目的とする法律等¹の施行を受け、平成21年11月1日から、「太陽光発電の新たな買取制度」が始まり、当社は、太陽光発電設備で発電された電気のうち、自らご使用になった後の余剰電力を国が設定した単価で買い取りしております。(平成21年10月27日お知らせ済み)

このたび当社は、同制度に則り、平成22年4月1日から、買い取りに要した費用を「太陽光発電促進付加金」として電気のご使用量に応じて全てのお客さまにご負担いただくこととし、本日、経済産業大臣に対し、太陽光発電促進付加金の電気料金への適用に関する申請を行いました。

またあわせて、託送供給約款および電気最終保障約款について、太陽光発電促進付加金の適用に関する申請および届出を行いました。

【申請・届出の主な内容】

- ・「太陽光発電促進付加金」の電気料金への適用
- ・平成22年度²の「太陽光発電促進付加金単価」：0銭/kWh³
(平成21年の買取費用にもとづき算定した平成22年度の「太陽光発電促進付加金単価」は1銭/kWh未満となり、端数を切り捨て0銭/kWhとなりました。)

なお、平成22年度は「太陽光発電促進付加金」をご負担いただくことはありませんが、平成21年の買取費用については繰り越しされ、平成23年度の「太陽光発電促進付加金単価」に反映されることとなります。

以 上

添付資料：太陽光発電の新たな買取制度にもとづく「太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)」の適用について

- 1：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年8月28日施行）
：太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第278号）
- 2：低圧供給の場合は、平成22年4月1日から平成23年3月分(3月の検針日の前日まで)の料金
高圧・特別高圧供給の場合は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの料金
- 3：平成22年度の「太陽光発電促進付加金単価」は、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会および電気事業分科会のもとに設置された買取制度小委員会の審議を経て正式に決定される予定

太陽光発電の新たな買取制度にもとづく
「太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）」
の適用について

平成22年1月

 北陸電力株式会社

太陽光発電の新たな買取制度にもとづく 「太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)」の適用について

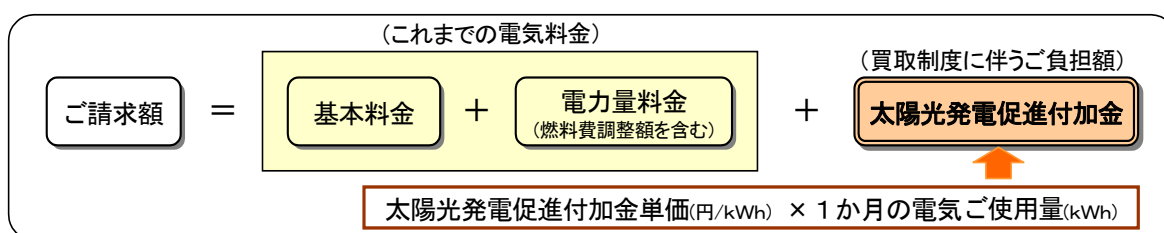
太陽光発電を含む新エネルギーの普及促進等を目的とする法律等^{※1}の施行により、平成21年11月1日から「太陽光発電の新たな買取制度」が始まり、当社は、太陽光発電設備で発電された電気のうち、自らご使用になった後の余剰電力を国が設定した単価で買い取りしております。

同制度に則り、当社は、その買い取りに要した費用をご家庭や工場・商店など電気をお使いの全てのお客さまに電気のご使用量に応じてご負担いただくこととし、平成22年4月1日から、「太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)」を適用させていただきます。

※1 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年8月28日施行)
「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第278号)

1. 太陽光発電促進付加金のご負担

- ・対象お客さま 電気をお使いの全てのお客さま
- ・適用開始日 平成22年4月1日
- ・当社からの電気料金ご請求方法(従量制の場合)



- ・定額制の場合も、従量制に準じてご負担いただきます。

2. 平成22年度の太陽光発電促進付加金単価

従量制の場合：

適用期間	単価(全電圧共通・税込み)
平成22年度 ^{※2}	0 銭/kWh

定額制の場合：平成22年度^{※2}の太陽光発電促進付加金は「0円」となります。

○平成21年の買取費用にもとづき算定された平成22年度の「太陽光発電促進付加金単価」は1銭/kWh未満となり、端数切り捨てにより0銭/kWhとなりました。平成22年度につきましては、「太陽光発電促進付加金」のご負担はありません。なお、平成21年の買取費用は繰り越しされ、平成23年度の太陽光発電促進付加金単価に反映されます。

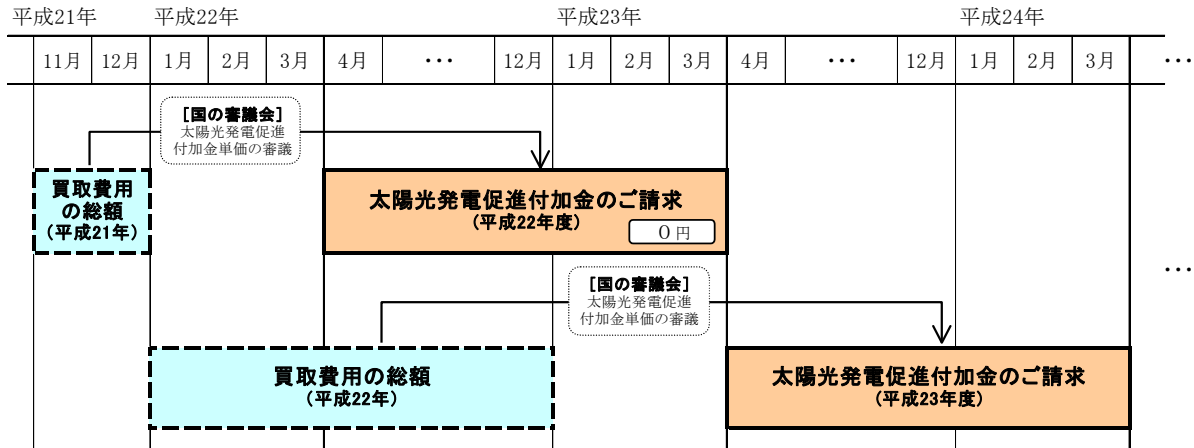
○平成23年度以降の「太陽光発電促進付加金単価」は、太陽光発電の普及状況や買取単価等によって変動するため、毎年、算定のうえお知らせいたします。

※2 低圧供給の場合は、平成22年4月1日から平成23年3月分(3月の検針日の前日まで)の料金
高圧・特別高圧供給の場合は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの料金

参考 1 : 太陽光発電促進付加金単価の算定方法

太陽光発電促進付加金単価は、前年における買取費用の総額等をもとに算定し、国の審議会を経て決定されます。

【ご請求までの流れ】(平成21・22年の買取費用によるイメージ図)



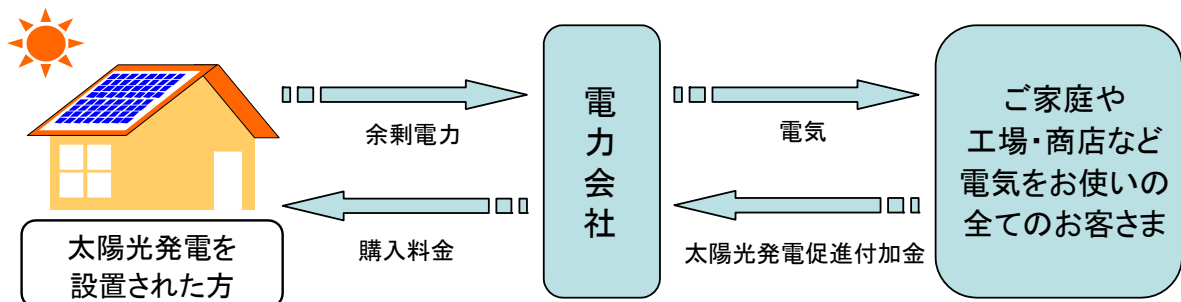
【算定式】(経済産業省告示等による)

$$\begin{array}{c}
 \text{太陽光発電} \\
 \text{促進付加金単価} \\
 (\text{円/kWh}) \\
 \text{[銭未満端数切り捨て]} \\
 = \frac{\text{買取総額(前年)} (\text{円}) - \text{太陽光発電により削減} \\
 \text{された当社費用(前年)} (\text{円}) \pm \text{過去の繰越額}^* (\text{円})}{\text{当該年度における想定総需要電力量} (\text{kWh})}
 \end{array}$$

※ 過去の繰越額: 想定総需要電力量と実績の差による差額分と前年度単価算定時の銭未満端数切り捨て分。

参考 2 : 太陽光発電の新たな買取制度の概要

- 太陽光発電設備で発電された電気のうち、自らご使用になった後の余剰電力を電力会社が買い取りいたします。
- 買取単価は国が設定した単価とし、10年間継続いたします。
※設置する用途や年度毎に買取単価は異なります。
- 買い取りに要した費用は、電気をお使いの全てのお客さまに太陽光発電促進付加金として、平成22年4月から広くご負担いただきます。



参考3：「北陸電力からのお知らせ（検針票）」への表示について（低圧従量制の場合）

北陸電力からのお知らせ
毎度ご利用いただきありがとうございます

様

ご契約種別
お客さま番号

年 月分電気料金等領収証

領収額	消費税等相当額（再掲）	〇〇〇円
	太陽光発電促進付加金（再掲）	〇〇円
ご契約	ご使用量	

年 月分電気ご使用量のお知らせ

	ご契約
今回検針日	
次回検針日	
早収期限日	
今月分のご使用量	

計器番号 ***
 今回指示数 ****
 前回指示数 ****
 差 引 ****
 乗率（倍） *

今月分の料金（概算）	
------------	--

※上記概算額は、ご契約変更等で実際のご請求と異なる場合がございます。

基本料金	〇〇円〇〇銭
電力量料金	〇〇円〇〇銭
燃料費調整額	〇〇円〇〇銭
太陽光発電促進付加金	〇〇円〇〇銭
....	

【燃料費調整単価のお知らせ】
 今月分の燃料費調整単価(1kWhあたり) 〇. 〇〇円
 来月分の燃料費調整単価(1kWhあたり) 〇. 〇〇円

【太陽光発電促進付加金単価のお知らせ】
 今月分の太陽光発電促進付加金単価(1kWhあたり) 〇. 〇〇円

・本票により集金員が集金することはありません。
 検針員

○電気のお申込み・ご相談はフリーダイヤルで「お客さまサービスセンター」へ
 引越・アンペア変更・停電は ☎ 0120-776453
 電気に関するご相談は ☎ 0120-167540
 ○北陸電力に関する情報や電気のご契約に関することなどは、当社ホームページ
 でご覧いただけます。【ホームページ <http://www.rikuden.co.jp>】

北陸電力株式会社

前月分の
太陽光発電促進付加金

当月分の電気ご使用量

当月分の電気料金のご請求金額（概算）

**当月分の
太陽光発電促進付加金**
 = 当月分に適用される太陽光発電
 促進付加金単価 × 当月分の
 電気ご使用量

**当月分に適用される
太陽光発電促進付加金単価**

※ご契約種別やご契約変更によっては、「今月分の料金（概算）」を計算いたしていません。その場合は、料金内訳は表示いたしません。